

番号	御意見の対象となる箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1. (1) 報告時期の見直し	毎年度7月末日の報告時期について、省エネ法との整合はどの様に取られるのか。また、京都メカニズムクレジットについて、第一約束期間の最終年度(2012年度)の扱いについては、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(案)」の通達と同様に、算定年度の翌年度の6月までに加えて、2013年度の報告における扱いについては別途検討することとすべき。	先般の「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、法という)」の改正により、報告が事業所単位から事業者単位に変更され、事業者の事務負担が増えることを踏まえ、報告の時期を従来の6月末日から7月末日に変更します。また、省エネ法と同様に、報告時期を22年度に限り、11月末日までとする経過措置を設けることといたしました。 なお、京都メカニズムクレジットの2013年度の報告(2012年度排出量)における扱いについては、別途検討することとします。
2	1. (2) 特定事業所排出者が行う報告事項	特定排出者においては、すべての事業所の情報について報告するのではなく、1カ所あたりのエネルギー量について掘きりをもうけるべき。例えば、事務所では、年度のエネルギー使用量が原油換算で75kl未満、製造業については、事務所等を対象からはずし、同500kl未満を掘切りの対象とすべき。規模が小さい事業所については、実質上数値の把握が困難であるうえ改善効果もほとんどないと考えられる。改善効果を上げるためにも、対象事業所について、1カ所あたりのエネルギー量について掘切りをもうけることが望ましい。 また、製造業等の産業部門で既に努力をしている事業者については、投資の効率の観点からした場合、業務部門は工場に比べて投資効率が悪いと想定されるので、今回の法改正の趣旨に照らせば、商業施設、コンビニ等の全体としてエネルギーを多く使用するにもかかわらず、対象となっていない事業者に限定すべきであり、いわゆる製造業等の事務所等は対象から外するのが妥当。 掘切りをもうけることができない場合、全ての工場等全体の情報を報告する対象は、全体の合計が年度のエネルギー使用量として原油換算で3,000kl以上(第1種エネルギー管理指定工場相当)とするのが妥当。	先般の法改正は、一定規模以上の事業所だけでなく、事業者が設置しているすべての事業所の排出量の合計を報告していただくことで、小規模な事業所を多数設置している事業者についても事業者全体の排出量を明らかにしていただき、業務部門を中心に更なる排出削減に向けた気運を高めることを目的としています。そのため、掘切りを設定することは適切でないと考えます。 ただし、非常に小規模の事業所については、事業者の負担を軽減する観点から、簡略な算定方法を用いることができる等の運用を行うことを考えております。
3	1. (2) 特定事業所排出者が行う報告事項	特定事業排出者の集計の作業が膨大となることから、各温室効果ガスの算定方法の簡素化及びすそ切り基準を設定すべき。	
4	1(2)及び(3)	報告内容、報告様式については省エネ法における定期報告との整合を確実にとるべき。	報告内容と報告様式については、省エネ法の定期報告書との整合性がとれたものにしております。また、特定事業所の報告については、同じ様式の中に設けた事業所ごとの報告欄に記載して報告いただくこととしております。
5	1. (2) 及び(3)	改正省エネ法では、特定事業所のデータも特定事業者の総合報告の内訳として別添報告することとなっているので、改正温対法もこれに合わせて、「特定事業所の温室効果ガス排出量のデータは、特定事業所排出者の総合報告の内訳として別添報告する」ことを明記する。	
6		「調整後温室効果ガス排出量」は、事業者にとってどのような意味を持つものなのか。	調整後温室効果ガス排出量は、京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を反映した排出量です。このため、この排出量の報告規定を設けることは、事業者にとって自主的取組の促進のインセンティブとなると考えられます。
7		調整後温室効果ガス排出量の反映の対象として、特定排出者が取得したオフセット・クレジット(J-VER)制度において認証・発行されたオフセット・クレジット(J-VER)を含めるべき。	
8		調整後温室効果ガス排出量については、京都メカニズムクレジットだけではなく、特定排出者が取得したグリーン電力証書による削減量も反映すべき。	
9		調整後排出量について、国内クレジットを反映すべき。	調整後温室効果ガス排出量においては、国内認証排出削減量を除外するものではありません。算定対象となる国内認証排出削減量の種別については、別途、告示で定める予定です。
10	1(4) 調整後温室効果ガス排出量の報告に関する規定の創設	自社の口座を介さず、カーボンオフセットプロバイダーを通じて報告事業者の自社排出をオフセットした場合、算定排出量に加味することが望ましい。さらに、カーボンオフセット商品の購入を通じて、商品購入事業者をオフセットした場合、算定排出量に加味することが望ましい。ただし、オフセットのバウンダリが法に定める対象とする活動であるものに限すべきものとする。また、カーボンオフセットプロバイダーの信頼性、移転されたクレジットの無効化の目的を明確に確認することが必要と考えられる。これらの課題は現在整備が進みつつあるカーボンオフセット認証制度の活用が有効と考えられる。	
11		調整後排出量の算定に当たっては、国外対策だけではなく特定排出者自身が国内で行った対策についても適切に反映させるべきであり、具体的には、特定排出者自身の系統電力削減対策(太陽光発電等自然エネルギー、コージェネレーションシ、バイオマスの導入など)により影響を受ける電源(マージナル電源)の係数を用いて算定した電気の使用量削減に関わる対策効果を調整後排出量に反映すべき。	調整後温室効果ガス排出量については、先般の法改正により、①京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転と、②他の者の温室効果ガスの排出抑制等に寄与する取組を促進するような適切な配慮をする旨の規定が設けられたことを受けて、規定されているものであることから、調整後排出係数についても、法の趣旨を反映したものであることが望ましいと考えております。 なお、調整後温室効果ガス排出量の詳細な算定方法や算定の対象となる国内認証排出削減量の種別については、別途告示で定める予定です。
12		例年、様式2に電力削減対策により影響を受ける電源(火力)の計数を用いて算定したCO2削減効果報告している。国外対策よりも優先度の高い、上述のような国内における対策も適切に反映させるべき。	
13		調整後温室効果ガス排出量については、特定排出者自らが行った国内対策を優先的に評価すべき。	

14	1(4) 調整後温室効果ガス排出量の報告に関する規定の創設	特定排出者自らが行った国内対策のように、温室効果ガス算定排出量の増減状況に関する情報については、現行制度では法第21条の8第1項の規定により任意報告となっていることから、調整後温室効果ガス排出量については、任意報告とすべきである。	調整後温室効果ガス排出量については、電気事業者等における京都メカニズムクレジットの取得及び国の管理口座への移転等を適切に評価するために、全ての特定事業所排出者が報告することといたしました。
15		「国の管理口座」とあるが、この口座移転の目的の別(償却、取消等)を記載することが望ましい。この目的により調整後の排出量の報告値に差異が生じる場合は明確に記載していただきたい。	調整後温室効果ガスの算定にあたり、京都メカニズムクレジットの反映方法等詳細な事項については、別途告示で定める予定ですが、その際には、口座の種類についても検討することとします。
16	1(5) 調整後排出係数の公表に関する規定の創設	調整後排出係数の活用は、事業者が係数の低下のみに期待し、事業者の自主的な削減努力減衰させるようなものとならないよう、制度面から支えることが望ましい。	調整後排出係数については、電気事業者等における京都メカニズムクレジットの取得及び国の管理口座への移転等を適切に評価するために規定しています。また、調整後温室効果ガス排出量の詳細な算定方法については、別途告示で定める予定ですが、事業者自身が取得した京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量を反映することを考えております。
17	1(5)及び(9)	今後、全ての一般電気事業者及び特定規模電気事業者の実排出係数及び調整後排出係数が公表され、電気事業者から電気を供給されている特定排出者は、必ず国が公表した電気事業者の排出係数を用いてCO2の量を算定することとなるため、「排出量算定・報告マニュアル」等に確実にその旨記載いただきたい。	公表した電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数及びその運用方法については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に反映することとします。
18	1(6) 発電所・熱供給施設を設置している場合におけるエネルギー起源CO2の報告	エネルギー起源のCO2(発電所配分前)については、算定省令「第二条(略)2 令第五条第一号に掲げるものが設置している令第五条の二第一号に掲げる事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である場合における令第六条第一項第一号の合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第一号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。」となっており、事業所単位の報告にのみ記載するものであり、事業者としての報告においてはあくまで参考値扱いとすべき。	先般の法改正により、報告が事業所単位から事業者単位に変更されることから、発電配分前のエネルギー起源CO2についても、事業者単位の報告が必要となります。 なお、算定省令についても、法改正を踏まえ、改正を行っております。
19	1(8) 2以上の事業を行う特定事業所排出者が行う報告	複数事業を行っている特定事業所の排出者及び事業所において、それぞれの事業における温室効果ガス排出量が3000トン未満である場合及び省エネ法の原油換算1500kL未満である場合には、当該事業者における排出量の報告対象外と見なされることよいか。また、報告する場合には事業毎に報告書の作成が必要となるのか。 なお、特定事業所排出者の主たる事業を所管する大臣への報告のみとすべき。	先般の改正に伴い、事業の種類によらず設置しているすべての事業所について、エネルギー起源CO2はエネルギー消費量の合計量が原油換算1500kL以上である場合、その他の温室効果ガスはガスごとに排出量がCO2換算で3000トン以上である場合、報告義務が課されます。また、報告の際は、事業毎に報告書を作成する必要はありませんが、全体の排出量の内訳として、事業分類ごとの排出量を報告してもらうこととしております。 なお、特定事業所排出者の事業を所管する大臣へそれぞれ報告する運用を考えております。
20	2. フランチャイズチェーンの範囲に関する規定の創設	悪意の持った事業者の抜け穴がないよう、厳格な制度が求められる。	特定排出者が報告を行わなかったか、又は虚偽の報告をした場合は、二十万円以下の過料に処することとなっております。
21	その他	命令案の概要に関する意見募集になっているが、政省令の内容を確認できないため、政省令の案ができた段階で再度意見募集を行うべきである。	本案は現行の命令の一部を改正する命令案の概要ですので、改正部分について触れておりません。
22	その他	全体的に概要的すぎるようであり、特に温室効果ガス排出量の報告に関する記述について、もう少し具体的な内容を提示すべき。	
23	その他	事業者による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置がより積極的に取り組まれるよう、報告等に関しても事業者の取組に配慮した工夫が望まれる。	京都メカニズムクレジットの取得及び国の管理口座への移転等を反映した排出量である「調整後温室効果ガス排出量」の規定を新たに設けることにより、事業者の自主的取組・気運の醸造が図られると考えます。
24	その他	報告する値が複数の種類にわたり乱立するようなことは望ましくない。事業者が取り組みやすく、さらなる削減活動が進むような報告手段が望まれる。	